

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立長浜北高等学校を移転させることから、滋賀県立学校の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第51号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県立長浜北高等学校の位置を長浜市平方町に変更することとします。（別表第2関係）
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新																								
本則および付則 省略	本則および付則 省略																								
別表第1 省略	別表第1 省略																								
別表第2 高等学校の名称および位置（第3条関係）	別表第2 高等学校の名称および位置（第3条関係）																								
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td>滋賀県立彦根翔西館高等学校</td><td>彦根市芹川町</td></tr> <tr> <td>滋賀県立長浜北高等学校</td><td><u>長浜市山階町</u></td></tr> <tr> <td>滋賀県立虎姫高等学校</td><td>長浜市宮部町</td></tr> <tr> <td colspan="2">省略</td></tr> </table>	名称	位置	省略		滋賀県立彦根翔西館高等学校	彦根市芹川町	滋賀県立長浜北高等学校	<u>長浜市山階町</u>	滋賀県立虎姫高等学校	長浜市宮部町	省略		<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td>滋賀県立彦根翔西館高等学校</td><td>彦根市芹川町</td></tr> <tr> <td>滋賀県立長浜北高等学校</td><td><u>長浜市平方町</u></td></tr> <tr> <td>滋賀県立虎姫高等学校</td><td>長浜市宮部町</td></tr> <tr> <td colspan="2">省略</td></tr> </table>	名称	位置	省略		滋賀県立彦根翔西館高等学校	彦根市芹川町	滋賀県立長浜北高等学校	<u>長浜市平方町</u>	滋賀県立虎姫高等学校	長浜市宮部町	省略	
名称	位置																								
省略																									
滋賀県立彦根翔西館高等学校	彦根市芹川町																								
滋賀県立長浜北高等学校	<u>長浜市山階町</u>																								
滋賀県立虎姫高等学校	長浜市宮部町																								
省略																									
名称	位置																								
省略																									
滋賀県立彦根翔西館高等学校	彦根市芹川町																								
滋賀県立長浜北高等学校	<u>長浜市平方町</u>																								
滋賀県立虎姫高等学校	長浜市宮部町																								
省略																									
別表第3 省略	別表第3 省略																								